

2021年5月26日
ウェビナー「気候変動と国際人権」

2021年5月26日水曜日の17時から、ウェビナー「気候変動と国際人権」が開催された。

最初に日弁連公害対策・環境保全委員会委員の小島延夫弁護士から「日本における気候変動における人権侵害、及び、法的対応の遅れ（司法による救済の遅れを含む）」というタイトルで講演が行われた。最初に地球温暖化による深刻な被害が日本で発生していることの報告があり、その後日本の法・政策の4つの問題点の説明がなされた。その問題点とは、法的拘束力を持つ目標がないこと、目標達成に向けた実施部隊を含めた統合的組織が存在しないこと、独立の専門機関がないこと及び公開と参加の原則が実現されていないことである。最後に日本の裁判例の紹介があり、大阪地方裁判所2021年3月15日判決では、温室効果ガスの排出によって被害を受けるおそれのある人の原告適格を否定した。このような被害は個別的な利益ではないとされたのである。

次に、NPO法人気候ネットワークの山本元さんから「気候変動問題における企業への環境NGOの取組、石炭火力問題を中心に」というテーマで報告がなされた。まず、なぜ、石炭火力が問題なのかという問題提起があった。二酸化炭素の排出の一番の原因が石炭火力発電であり、また健康を害する危険があるからとのことであった。WHOの推計では世界中で420万人が大気汚染で死亡するリスクが存在するということであった。それにもかかわらず、日本では石炭火力発電の建設計画が相次いでいる。それだけでなく、海外へ石炭火力技術の輸出を推進してきている。さらに、日本の金融機関は石炭産業へ多額の融資を実施しており、石炭産業への融資額の世界トップ3を日本の金融機関が占めているという指摘があった。

最後に、気候訴訟ネットワークのデニス・ヴァン・ベーゲルさんから「気候変動に立ち向かうための人権に関する義務：Urgenda のオランダ最高裁判決とその先」という報告がなされた。2013年に気候変動に対する訴訟を886人の原告と一緒に始めた。政府には大惨事になる可能性がある気候変動から住民を保護する義務があること、現在の対策はオランダ住民を深刻な損害から守るためには不十分である、従って2020年までに1990年と比較して25から40%二酸化炭素の排出を削減する必要があるという主張を行なった。2015年6月25日に地裁判決が出された。判決では、気候変動が大惨事になる可能性のある大きな脅威であること、国家は気候変動を予防する役割を果たす義務があることから、裁判所は政府に対して1990年との比較で2020年までに25%二酸化炭素の排出を減らすよう命じた。最高裁判決では、気候変動による真の脅威が存在しており、現在の世代がヨーロッパ人権条約2条と8条で保護されている生命に対する権利や家族生活に対する権利が破壊される深刻な危険性があること、国家にはほとんどの影響が将来発生するとしても予防的な手

段を取る義務があること、その手段は合理的で効果のある一貫したものである必要があること、生命に対する権利や家族生活に対する権利という概念は国際的に承認された規範や原則に従って解釈される必要があること、その規範や原則には、パリ協定の長期目標として2℃目標の設定、1.5℃に抑える努力を追求すること、共通だが差異ある責任、予防原則などの国際環境法の原則などが含まれるという判断がなされた。また2021年のドイツの憲法裁判所の決定も紹介された。そこでは、国家は二酸化炭素の排出を減らす義務があること、2030年までの55%削減目標は将来の若い世代の自由を不当に侵害することから、立法府に対して排出ゼロを実現するための具体的なスケジュールを明示する必要があると判断した。この判決後すぐに政府は2030年までの削減目標を65%に増加させたとのことであった。

その後質疑があり、(小島弁護士に対して)日本で現在行われている裁判の内容について(原告の被害を訴えることが重要という答え)、(山本さんに対して)銀行に対する株主提案について他の投資家にも働きかけを行なったかどうか(行なった、賛同してくれたところもあった)、(デニスさんに対して)環境を享受する権利は国際人権となっていないことについて(現在存在する生命に対する権利の侵害という形で十分争うことはできる)、(小島弁護士に対して)日本で裁判を行うことの困難性について(国際人権を取り上げることがほとんどない、政策に関わる問題について裁判所が関わることにとても消極的)などのやりとりがなされた。

以上